

表 6－7 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。

第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。

第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。

第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。

第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。

その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。

(時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6－8 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	午後 1 1 時から翌日午前 0 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで
第 1 種 ・ 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

(注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」の4種

2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。